

群馬県企業局電気機械設備積算基準  
令和6年10月1日 改定

新旧対照表

I-2-17 「第2章 ④間接工事費 3現場管理費」 別表第2

現行
----

改定
----

別表第2

現場管理費率

対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	次の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
項目		A	b	
現場管理費率 [%]	32.44	52.7	-0.0301	27.66

算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 $J_o$  : 現場管理費率 (%)  
 $N_p$  : 純工事費 (円)  
 $A$ 、 $b$  : 変数値

- (注) 1.  $J_o$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 2. 対象とする純工事費については、「土木編I編2章② 2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「土木編I編2章② 2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2

現場管理費率

対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	次の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
項目		A	b	
現場管理費率 [%]	<b>32.72</b>	<b>46.8</b>	<b>-0.0222</b>	<b>29.09</b>

算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 $J_o$  : 現場管理費率 (%)  
 $N_p$  : 純工事費 (円)  
 $A$ 、 $b$  : 変数値

- (注) 1.  $J_o$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 2. 対象とする純工事費については、「土木編I編2章② 2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「土木編I編2章② 2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

I-3-3 「第3章①一般管理費等」 別表第1

現行
----

改定
----

別表第1

一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977 \quad (\%)$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%）

$C_p$ ：工事原価（単位円）

- (注) 1.  $G_p$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 2. 対象とする工事原価については、「土木編I編2章②2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「土木編I編2章②2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第1

一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 \quad (\%)$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%）

$C_p$ ：工事原価（単位円）

- (注) 1.  $G_p$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  
 2. 対象とする工事原価については、「土木編I編2章②2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「土木編I編2章②2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。